

2025年度 神戸挑戦企業等支援補助制度

公募要領

交付申請受付期間：2025年5月21日（水）～2025年6月27日（金） 必着

★昨年度実施内容からの主な変更点

オンライン「e-KOBE（スマート申請システム）」からの申請となりました。

1 目的

戦略産業分野（航空・宇宙、医療・健康・福祉、農業・食糧、環境・エネルギー（水素を除く）の4分野）における新事業展開のための試作開発や新素材・新製品の実用化に向けた開発、大学・公設試等の研究機関等と連携し社会課題の解決につながる革新的な開発に取り組む神戸市内中小企業等に対し補助金を交付することにより、ものづくり技術の高度化と市内産業の振興を図ります。

2 概要

（1）補助対象事業

①新事業展開のための試作開発事業（戦略産業分野）

戦略産業分野における、川下企業等との取引創出・拡大をめざして行う、下記の事業

- ・川下企業等に対して、事業者等有する優位性のある技術を提案するための試作開発
- ・川下企業等からの具体的なニーズに対して、技術的課題等を解決するための試作開発

②新規開発事業（戦略産業分野）

戦略産業分野における、新素材・新製品の実用化に向けた開発

③産学連携事業（分野指定なし）

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、社会課題の解決につながる革新的な開発

《注意事項》

- ・過去において本補助制度に採択された事業と同一内容の事業は対象になりません。
- ・本事業では、補助対象期間中、市が指定する支援機関が伴走型支援を行いますので、開発にあたっては、支援機関の助言を参考に、事業を実施してください。

【用語の説明】

※「川下企業等」とは

最終製品製造企業及びそのサプライヤー企業、大学・公設試等研究機関、医療機関等をいいます。

※「大学」とは

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいいます。

※「公設試等」とは

高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、中小企業団体中央会、TL0、第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人含む。）並びに会社法法人）をいいます。

なお、次のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人は、公設試

等を含むものとします。

①役員（理事・評議員等）に大学の役員、職員や前記の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれるなど、研究開発計画の運営管理を担える体制を有している。

②定款等にもものづくり産業または技術等の振興に資する目的や事業を定めている。

（２）補助対象者の要件

①単独枠

神戸市内に事業所を置く中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がない者

②コンソーシアム枠

市内中小企業が幹事となって構成されるコンソーシアムで、市内企業に神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がない者

※構成する企業の内、2分の1以上が市内中小企業であることが必要です。

※市内中小企業とは、神戸市内に事業所を置く中小企業をいいます。

※産学連携事業で申請される場合は、必然的にコンソーシアム枠となります。

【参考】コンソーシアム枠の申請可否

幹事企業	コンソーシアム構成員①	コンソーシアム構成員②	申請可否
神戸市内中小企業	神戸市外企業（大手・中小）		○
神戸市内中小企業	神戸市外企業（大手・中小）	神戸市外企業（大手・中小）	×
神戸市内中小企業	神戸市内企業（大手）	神戸市外企業（中小）	×
神戸市内中小企業	大学・公的研究機関		○
神戸市内中小企業	大学・公的研究機関	大学・公的研究機関	○
神戸市内中小企業	神戸市外企業（大手・中小）	大学・公的研究機関	○

【用語の説明】

【１】「コンソーシアム」とは

複数の企業等が役割分担を明確にし、連携・共同して補助事業を行うグループをいいます。

また、財務諸表規則第8条で定義される「親会社」「子会社」のみで構成される場合は対象外となります。

【２】「幹事」の役割とは

補助金申請者として、補助事業の統括・執行管理・会計事務について一切の責任を負います。

書類の提出は、幹事企業が行ってください。また、補助金は幹事企業の口座へ振り込まれますので、負担額に応じて責任を持って分配ください。

【３】「中小企業」とは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。

ただし次の①～⑥に該当する者を除く。

①次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

イ) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人

ロ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ハ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

ニ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（イ）～（ハ）に該当する中小企業者が所有している中小企業者

ホ) （イ）～（ハ）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

③神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

④兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団

- 等と密接な関係を有する者
- ⑤神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）に定める市税に滞納又は未申告がある者
- ⑥その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

（３）補助対象経費

経 費 区 分	内 容
原 材 料 費 等(◆)	原材料・副資材の購入に要する経費
装置購入費等(◆)	機械装置または工具・器具の購入、改良、借上または修繕に要する経費
外 注 加 工 費(◆)	外注加工、設計委託、ソフトウェア開発委託等に要する経費
技 術 指 導 費	技術指導の受け入れに要する経費
直 接 人 件 費	補助事業に直接関与する者の直接作業時間に対する人件費 (時間給×直接作業時間数)
調 査 経 費	各種文献・データ資料の収集・分析等に必要と認められる経費
展 示 会 等 経 費	展示会等への出展や広告印刷物の作成等に要する経費
そ の 他 の 経 費	工業所有権取得・薬事申請費用等、市長が必要と認める経費

※表内(◆)の経費は、神戸市内の事業者への発注を原則とします。

※装置購入費等については、汎用性のある機器具（パソコン、机など）等の購入は補助対象外となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※補助対象となる「直接人件費」並びに「展示会等経費」の合計額の上限は、原則、補助対象事業費の 2 分の 1 とします。

※飲食費、旅費（駐車料金も含む）等については対象となりません。

※補助対象経費は、消費税抜きの金額となります。

※経費の一部や全てを仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った部分は助成対象外となります。

（４）補助金額等

補助対象枠	単独枠		コンソーシアム枠	
	補助率	金額	補助率	金額
戦略産業分野における 試作開発・新規開発	1 / 2	単年事業：150 万円	1 / 2	単年事業：400 万円 2 か年事業：600 万円
神戸市が定める特定のテーマに関する研究・開発 (▲)		設定なし	2 / 3	単年事業：500 万円 2 か年事業：750 万円
産学連携による 社会的課題の解決につながる開発		設定なし	1 / 2	単年事業：400 万円 2 か年事業：600 万円

※神戸市が定める特定のテーマについて (▲)

2025 年度「カーボンニュートラル」を神戸市が定める特定のテーマとし、当該テーマに関する研究・開発について、認定交付申請が可能です。

※表中の 2 か年事業の 2 年目の補助金は、次年度予算の成立を前提とします。

(5) 補助金の交付時期

事業完了後に精算のうえ、請求に基づき補助金を交付します。

なお、補助金の交付は幹事企業に対して行います。

※原則は実績確認後の支払いとなりますが、概算払いの申請も可能です。交付決定額の2分の1（コンソーシアム枠は3分の1）を限度として支払います。（9月を予定）

(6) 補助対象期間

2026年3月31日までとします。なお、コンソーシアム枠では、事業の内容に応じて、最長、2027年3月31日までにまたがる補助期間を設定することができます。

この場合、当該事業1件あたり（4）別表記載の補助金額を限度とします。

(7) その他

①神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱を必ずご確認ください。神戸市のホームページに掲載しています。

（<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/kobe.html>）

②交付決定企業は、成果報告会にて取組内容・成果等を発表していただきます。（2026年3月中旬）
開催日時、必要資料等は別途ご連絡いたします。

3 申請方法等

(1) 申請方法

本補助金は、オンライン「e-KOBE（スマート申請システム）」より申請を受け付けます。



URL:<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

※事業者向け手続きから「神戸挑戦企業等支援補助制度」を選択して申請してください。

(2) 申請の際に提出していただく書類（2025年6月27日（金）17時必着）

【単年度事業及び2か年事業の1年目】

①神戸挑戦企業等支援補助金認定交付申請書（様式第1号）

②コンソーシアム概要書（様式第2号）

コンソーシアム枠の場合のみ作成

③企業概要書（様式第3号）

※コンソーシアム枠の場合は、構成員全てについて作成

④事業計画書（様式第4号その1～その4および別記）

⑤神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第4号の2）

※コンソーシアム枠の場合は、構成員のうち市内企業は全て提出

⑥「神戸発・優れた技術」の認定証または審査結果の通知書

※こうべ産業・就労支援財団が実施する「神戸発・優れた技術」認定企業は審査の加点対象となります。

⑦その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

【2か年事業の2年目】

①神戸挑戦企業等支援補助金 交付申請書（様式第7号その1・その2および別記）

②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第7号の2）

※コンソーシアム枠の場合は、構成員のうち市内企業は全て提出

③「神戸発・優れた技術」の認定証または審査結果の通知書

※こうべ産業・就労支援財団が実施する「神戸発・優れた技術」認定企業は審査の加点対象となります。

④その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

(3) 意見聴取会の実施 (2025 年 7 月下旬～8 月上旬)

意見聴取会にて、申請者は、事業計画書など（任意様式のパワーポイント資料でも可）に基づき、プレゼンテーション説明を行っていただきます。事業の i) 革新性、ii) 市場性、iii) 実現性、iv) 社会性などの視点から評価を行います。

(4) 認定交付事業の決定 (2025 年 8 月中旬から 8 月下旬)

上記 (3) 及び本市での審査を踏まえ、8 月中旬から 8 月下旬（予定）に、認定・不認定の結果を申請者に通知します（様式第 5・6 号）。なお、補助金額は、予算の範囲内で決定します。

※概算払いの手続きについて

原則は、実績確認後の支払いとなりますが、希望があれば、交付決定額の 2 分の 1（コンソーシアム枠は 3 分の 1）を限度に、概算払いの交付を受けることができます。概算払いを希望する場合は、概算払請求書（様式第 9 号）を提出してください。

(5) 事業計画の変更 (随時)

交付決定後、事業内容若しくは遂行計画、又は補助対象経費等に変更が生じた場合（原則として、変更による補助対象経費の増減額が変更前の金額の 20%を超えない場合を除く）、補助事業計画変更等届出書（様式第 10 号）により、速やかに届出を行ってください。

※少なくとも、2026 年 3 月上旬までには、届出を行ってください。

(6) 事業実績報告書の提出 (2026 年 4 月 9 日（木）まで)

交付決定企業は、補助事業完了後 10 日以内（完了日も含む）または 2026 年 4 月 9 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第 11 号その 1、その 2）を提出してください。

※ その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

(7) 補助金額の確定及び請求 (2026 年 4 月下旬)

事業実績報告に基づき、補助事業の成果、対象事業費の審査を行い、補助金額を確定するとともに確定通知書により通知します。交付決定企業は、確定通知書を受領後、請求書（様式第 13 号）を提出し、補助金を請求してください。

(8) その他

①認定交付決定時に、交付決定企業名（コンソーシアム枠の場合はその構成員を含む）・所在地・連絡先、事業の名称を市のホームページ等により公表します。

②提出された書類はお返ししません。

③当該補助事業により得られた知的財産権は、交付決定企業等に帰属するものとし、神戸市には帰属しません。

④当該補助事業に係る帳簿及び書類は、補助期間終了後 5 年間保存していただく義務があります。

⑤同一案件での神戸市の他の補助制度への重複申請はできません。また、本補助制度と同一案件で国・県等の他の補助制度への重複申請は可能ですが、その旨を必ず事業計画書にご記入ください。ただし、他の補助制度の交付を受ける場合には、本補助制度の交付はできません。

⑥審査の判定内容に関する問い合わせについては、応じられませんので御了承ください。

⑦本補助金を受けた場合、補助期間終了後 5 年間、状況報告書（様式第 14 号）により、事業の進捗状況を毎年 3 月末日までに報告していただく義務があります。

また、必要に応じて進捗状況の報告をお願いする場合があります。
⑧なお、全ての提出様式について代表者印などの押印は不要となります。

本制度に関する問い合わせ

神戸市経済観光局工業課

電話：(078)984-0340

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12（三宮ビル東館4階）

（お問い合わせは土・日・祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

E-mail：kogyoka@city.kobe.lg.jp

【スケジュール】

2025 年

提出書類

認定交付申請
〔6月27日（金）まで〕

1次審査（書面審査）
〔7月中旬〕

- 単年度事業及び2か年事業の1年目
様式第1号、第2号、第3号、第4号
※第2号はコンソーシアム枠のみ
- 2か年事業の2年目
様式第7号

2次審査（意見聴取会）
〔7月下旬～8月上旬〕

認定交付事業の決定
〔8月中旬～8月下旬〕

概算払い
〔9月〕

様式第9号
※概算払いを希望する場合のみ

2026 年

事業実績報告
〔4月9日まで〕

様式第11号その1、2

最終確定・請求
〔4月下旬〕

様式第13号

神戸挑戦企業等支援補助制度 Q & A 集

【 補助対象事業について 】

Q 1. 補助対象事業となるのはどのような事業か？

A：大きく分けて、市が指定する戦略産業分野（航空・宇宙、医療・健康・福祉、農業・食糧、環境・エネルギー（水素を除く）の4分野）における試作開発・新規開発事業と、大学・公設試等の研究機関等と連携し社会課題の解決につながる革新的な開発を行う産学連携事業があります。

※ 戦略産業分野における試作開発事業（新事業展開のための試作開発事業）については、一定の条件がありますので、下記Q 2 からQ 4 を参照してください。

※ 産学連携事業については、取り組む分野の指定はありません。

Q 2. 「新事業展開」とは？

A：新たな事業分野への進出、これまで取引のなかった企業等との取引創出、従来の取引先との新たな分野での取引創出、など従来の事業から一歩踏み出した取り組みを図ろうとするものをいいます。

Q 3. 「新事業展開のための試作開発事業」とはどのような事業か？

A：川下企業等からの受注を目指した試作開発事業であり、たとえば次のようなケースが考えられます。

- ・航空・宇宙分野において、当該分野で求められる品質課題をクリアした試作品を川下企業に提案することで信用を獲得し、当該分野での新たな取引創出（受注）を目指す試作開発事業。
- ・川下企業からの具体的なニーズに対し、自社の技術を活用して課題を解決した試作品を提案し、新たな取引創出（受注）を目指す試作開発事業。

Q 4. 川下企業等から受託を受けて試作開発に取り組む場合も対象になるか？

A：「新事業展開」に該当する場合は補助事業の対象となりますが、補助事業に要する経費から受託費を控除した額が補助対象経費となります。

Q 5. 神戸市が定める特定のテーマとは？

A：市として重点的に取り組むべき、課題・目標を「神戸市が定める特定のテーマ」として定め、当該テーマにおける研究・開発を行う場合に、認定交付申請を行うことが出来ます。

なお、2025 年度は、「カーボンニュートラルに関する研究・開発」をテーマに、本事業の募集を行います。

※コンソーシアム枠である事が条件となります。

Q 6. カーボンニュートラルに関する研究・開発とは？

A：神戸市では、神戸の豊かな自然環境を守り暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざす「カーボンニュートラル」社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めています。温室効果ガスの排出量の削減や再生エネルギーの普及等、脱炭素化につながる市内中業企業等が取り組む新たな研究・開発について募集を行います。

※水素分野の研究・開発については「水素関連製品の研究・開発・実証補助金」をご活用ください。
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/chushokigyo/suisokaihatsuhojo.html>)

【 補助対象者について 】

Q 7. コンソーシアムに企業以外の大学・公設試等研究機関、医療機関等を含んでも良いのか？

A： 含んでいただいて結構です。

ただし、幹事企業が市内中小企業で、構成する企業の内、2分の1以上が市内企業であることが必要です。

なお、「産学連携事業」で申請される場合は、大学・公設試等研究機関とコンソーシアムを組むことが必須条件となります。

Q 8. コンソーシアムに大企業を含んでも良いのか？

A： 含んでいただいて結構です。

ただし、幹事企業が市内中小企業で、構成する企業の内、2分の1以上が市内企業であることが必要です。

Q 9. コンソーシアムの幹事になる要件は？

A： 市内中小企業が対象となります。

Q10. 「神戸市内の事業所」とは？

A： 神戸市の法人市民税の課税対象となる事業所を言います。

【 補助申請について 】

Q11. 国・県などの他の補助制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか？

A： 神戸市の補助制度以外への重複申請は可能ですが、その旨を必ず事業計画書にご記載下さい。

ただし、補助金の重複交付はできませんので、他の補助金の交付を受ける場合は、本補助は取り消されます。

【 補助期間について 】

Q12. 最大2年間の補助期間とは？

A： 補助期間は原則として2026年3月末までの1年間ですが、コンソーシアム枠においては、事業の内容に応じて、2027年3月末までの2年間の期間を設定できます。ただし、補助金額は初年度は400万円、翌年度は200万円以内となります。また、単年度事業の場合、補助金額は400万円以内となります。なお、2026年度の補助金額については、2026年度の予算成立が前提となります。

※「神戸市が定める特定のテーマ」における補助金額は初年度500万円、翌年度は250万円以内となります。

【 補助対象経費について 】

Q13. 直接人件費の算出方法は？

A： 開発等に直接従事した人の「時間給額×直接作業時間」で算出して下さい。

※ 時間給額は、「年間総支給額」を「年間所定労働時間」で除した金額です。

年間総支給額には所定労働時間外手当、賞与を含めることはできません。

なお、時間給額を計算する際、1円未満は切り捨ててください。

※ 直接作業時間については、業務日報等の確認できる書類が必要となります。

ただし、対象となるのは、本補助事業に直接関与する者が、本補助事業に直接従事した時間に対する

人件費となります。

Q14. 直接人件費に含まれる諸手当の範囲は？

A： 家族手当、住居手当、通勤手当、役付手当（役職手当・管理職手当）、職階手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、各種技術手当、特別勤務手当、勤務地手当などは含めることができますが、食事手当などの福利厚生的な手当及び時間外手当や賞与は含めることはできません。

Q15. 直接人件費と展示会等経費の上限額とは？

A： 補助対象となる「直接人件費」並びに「展示会等経費」については、原則、補助対象事業費の 2 分の 1 を上限とします。「直接人件費」と「展示会等経費」の両方の経費がある場合は、その合計額で判断します。

上限を超える場合は、交付申請書（様式第 4 号別記）に理由を記入ください。記載内容によっては詳細を確認させていただく場合があります。

Q16. 一般管理費は補助対象経費になるのか？

A： 一般管理費は補助対象経費の対象外です。

Q17. 経費（原材料費、装置購入費、外注加工費、委託費）は、市内の事業者への発注が原則とあるが、市外の事業者への発注がある場合は申請できないのか？

A： 交付申請書（様式第4号別記（コンソーシアム 2 年目の申請者は様式第7号別記））に、市外の事業者への発注がある支出項目の説明欄に理由を記載ください。記載内容によっては詳細を確認させていただく場合があります。

Q18. 実績報告書には経費を証明する書類を添付する必要があるが、コンソーシアムの場合は、各構成企業の証明書類を提出すればよいのか？

A： 各構成企業の証明書類を幹事企業がとりまとめ、幹事企業より提出してください。

Q19. コンソーシアム内における外注加工費は認められるか？

A： 認められません。

外注加工費を活用する場合はコンソーシアム外企業への実施のみ認められます。

Q20. 自社調達等における利益等排除の考え方は？

A： 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（2）補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2) 及び (3) が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。